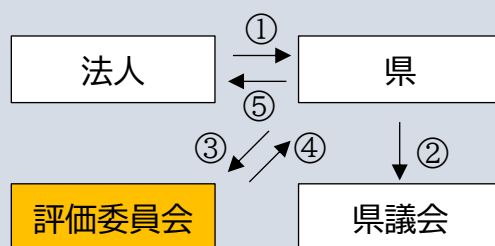


## 令和6年度以降の業務実績及び経営状況に関する評価・意見聴取の手順について

- 公立大学法人熊本県立大学(以下「法人」という。))は、地方独立行政法人法(以下「法」という。))の規定に基づき、前中期目標期間(H30年度～R5年度)までは、**事業年度毎**の業務実績について当評価委員会による評価(以下「年度評価」という。))を受ける必要があった。
- 令和5年の**法改正**(R5.6.16施行)により、現中期目標期間である令和6年度以降の業務実績等については、**年度評価を行う必要がなくなった。**
- 当該法改正を受け、令和5年度の第4回評価委員会で、令和6年度以降の評価方法を検討し、法人の評価については、法人の教育研究活動や業務運営の透明性及び評価の継続性を担保するため、**評価委員会は毎年開催**することとし、法に基づく年度評価に代わる措置として、次のとおり対応することとした。

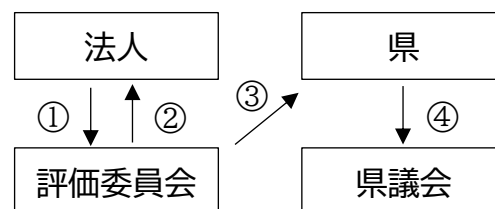
### 【R6年度以降の意見聴取手順】



- ① 法人は事業年度毎に自己点検・評価報告書を作成し、県へ提出する。
- ② 法人の経営状況の報告(9月県議会)
- ③ 法人が作成した「自己点検・評価報告書」と県議会への報告資料(経営状況)の報告
- ④ **報告内容に関する評価委員会意見**
- ⑤ 評価委員会意見のフィードバック  
→法人は、当該意見を今後の取組に活かしていく。

⇒今回は、手順③により法人の業務実績及び経営状況について報告を行い、④により御意見をいただくもの。

### 【参考：R6年度まで】



- ① 業務実績報告書を提出
- ② 業務実績評価の実施
- ③ 業務実績評価書の報告
- ④ 業務実績評価及び法人の経営状況の報告(9月県議会)